

我孫子市情報セキュリティ対策委員会設置要綱の一部を改正する訓令

我孫子市情報セキュリティ対策委員会設置要綱（平成15年訓令第18号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会の委員は、我孫子市庁議設置規則（昭和63年規則第32号）別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長には市長を、副委員長には副市長をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(作業部会)</p> <p>第6条 委員会は、必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。</p> <p>2から7まで 略</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1"><tr><td>副市長</td><td>企画政策課長</td><td>秘書広報課長</td></tr><tr><td>行政管理課長</td><td>市民課長</td><td>手賀沼課長</td></tr><tr><td>社会福祉課長</td><td>道路課長</td><td>都市計画課長</td></tr><tr><td>消防本部総務課長</td><td>教育総務部総務課長</td><td>経営課長</td></tr></table> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長には副市長を、副委員長には行政管理課長をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(作業部会)</p> <p>第6条 委員会に作業部会を置く。</p> <p>2から7まで 略</p>	副市長	企画政策課長	秘書広報課長	行政管理課長	市民課長	手賀沼課長	社会福祉課長	道路課長	都市計画課長	消防本部総務課長	教育総務部総務課長	経営課長
副市長	企画政策課長	秘書広報課長											
行政管理課長	市民課長	手賀沼課長											
社会福祉課長	道路課長	都市計画課長											
消防本部総務課長	教育総務部総務課長	経営課長											

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。